

住民の皆様へ

「令和4年就業構造基本調査」を実施します

柏崎市

総務省統計局では、本年10月1日を基準日として就業構造基本調査を実施します。

この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査で、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象は、統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）です。柏崎市においては、22か所の調査対象区域（調査区）が選定され、その中に皆様がお住まいの地域（松波一丁目20番、松波一丁目21番、松波一丁目22番、松波一丁目23番）が調査区に指定されました。

調査の内容については、別紙「リーフレット」のとおりですが、9月上旬から9月中旬に、新潟県知事が任命した調査員が調査地域の確認と世帯把握のため、各世帯を訪問します。その後、9月下旬から10月中旬に、調査対象として抽出された世帯を訪問し、調査票などの書類を配布・回収します。（調査員が訪問する際は、県知事が交付した顔写真付きの調査員証を必ず提示します。）調査の回答方法は、インターネットによる回答・紙の調査票を郵送又は調査員に提出する方法が選べます。

調査員や調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、目的外に調査票を使用することは統計法で厳に禁止されています。調査対象になられた場合には、安心してありのままを御回答くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

柏崎市総合企画部 企画政策課 情報統計係

TEL 0257-43-9142（直通） fax 0257-24-7714

令和4年10月1日現在で

就業構造基本調査を実施します!

安心して働ける明日へ。



令和4年

10月1日

みなさまの就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。

就業構造基本調査

統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。

詳しくは **就業構造基本調査**



調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>

調査員がうかがいましたら、ご回答をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して実施します。



総務省統計局・都道府県・市区町村

就業構造基本調査はこんな調査です

調査の目的



正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることです。

調査の対象



統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約54万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

調査事項

次のような事柄について調査します。

全ての人について

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など



ふだん仕事を している人について

雇用契約期間、仕事内容、1週間の就業時間、現職に就いた理由など



ふだん仕事を していない人について

就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など



インターネットで



調査結果はどなたでも利用できます

令和5年7月以降順次、総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します。

総務省統計局のホームページ
<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局



政府統計の総合窓口「e-Stat」
<https://www.e-stat.go.jp/>

e-Stat



統計局が
刊行する
報告書で

就業構造基本調査を含め、政府統計を収録した統計ポータルサイトです。

調査はこのような流れで行われます

調査員が訪問

調査実施に先立ち、調査員が、調査対象となる地域を確認し、全ての世帯を訪問して、事前のご案内リーフレットを配布します。



調査書類の配布

調査員が調査対象となった世帯を訪問して、調査票などの書類を配布します。



回答方法を選択

インターネットで回答するか、紙の調査票を郵送又は調査員に提出するかを選択いただけます。



集計

調査票に回答された内容は、厳重な情報管理体制のもと、コンピューターで集計されます。



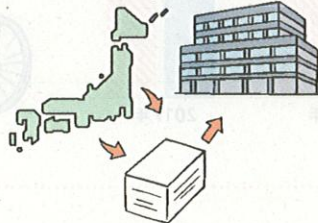
結果の公表

集計結果はインターネットなどで公表されます。



総務省統計局・地方公共団体へ

回答いただいた調査票は、市区町村へ提出された後、都道府県へ送られ、最終的に総務省統計局へ送られます。



調査員が回収

調査員が調査票の回収にうかがいます。



個人情報 は 厳重に 保護 されます

調査票の保護



調査により集められた調査票の回答内容は、統計法によって厳重に保護されています。

暗号化通信



インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLS1.2による暗号化通信を行っています。

守秘義務



調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。

調査の結果はこのように利用されています

就業構造基本調査の結果は、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

非正規雇用者の安定就業、
処遇改善に向けた対策

長時間労働の
是正

副業の促進など、
柔軟な働き方がしやすい環境整備

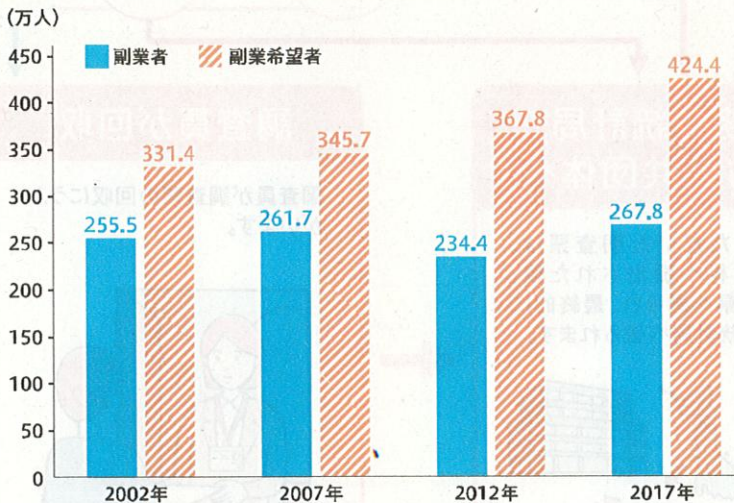
職業能力の開発、
人材の育成

育児、介護・看護と
就業の両立支援

高齢者の
就業促進

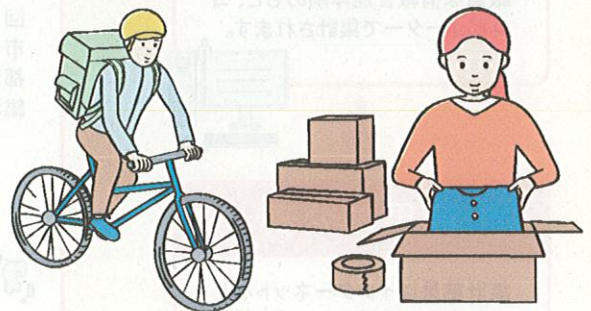
例えば

副業者及び副業希望者の推移 (2002年～2017年)

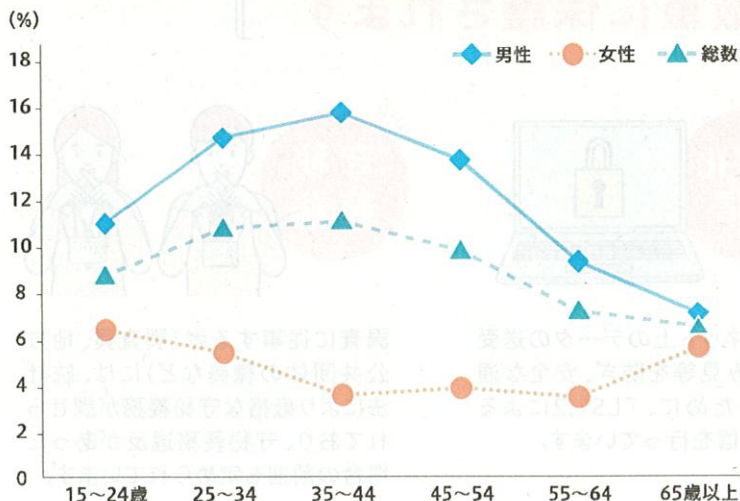


副業希望者は 増加が続いている

副業希望者（現在就いている仕事を続けながら他の仕事（副業）をしたいと思っている者）は、増加を続けており、副業を希望する方が、その希望に応じて副業を行える環境を整備していくことが重要となっています。



週間就業時間が60時間以上である者の割合 (雇用者のうち年間就業日数200日以上、男女、年齢階級別) (2017年)



男性の雇用者は、 子育て世代で長時間労働者 の割合が最も高い

週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合を年齢階級別にみると、男性の35～44歳が最も高くなっているなど、子育て世代の男性が高い水準となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の是正に取り組むことが重要となっています。

